

意見書案第 2 号

刑事訴訟法の再審規定の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める
意見書

上記の意見書を関係方面に提出されたく、別紙のとおり加東市議会会議規則第 14 条
第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 26 日提出

加東市議会議員 松 本 美 和 子

同 藤 尾 潔

同 長 谷 川 幹 雄

刑事訴訟法の再審規定の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める
意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者は、社会的な名誉や生活のすべてを奪われることになる。その救済を目的とする再審制度については、刑事訴訟法第4編再審（以下「再審法」という。）に規定されているが、現行制度には多くの問題点がある。

現在、再審請求手続に関する具体的な規定がなく、手続は裁判所の裁量に委ねられており、そのため事件ごとに審理の進行が異なり、公平性が確保されていない現状がある。特に、再審請求手続における証拠開示については、未だに明文化された規定が存在せず、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項で「速やかに検討する」とされているにも関わらず、現在に至るまで証拠開示制度の実現はなされていない。

加えて、再審開始決定がなされても、検察官の不服申立てにより審理が長期化し、再審開始決定が取り消される事態が繰り返されている。このような長期化によって、えん罪被害者が速やかに救済されることが妨げられており、その結果、えん罪被害者の精神的・社会的負担は増大している。

よって、国におかれては、えん罪被害者を速やかに救済するため、再審請求手続の透明性を確保し、証拠開示の制度化を進め、再審手続が不当に長期化することのないよう、再審法を速やかに改正するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官 殿

兵庫県加東市議会議員 岸 本 眞 知 子